

中型免許が 新設されます

平成19年6月2日施行

近年の貨物自動車の大型化に対応して免許の区分が見直され、大型免許と普通免許の間に新たに「中型免許」が新設されます。

それに対応して、自動車の区分や受験資格等も下のように見直されます。したがって、中型自動車を運転しようとする人は、中型免許を受けなければなりません。また、対応する中型2種免許、中型仮免許も新設されます。

現行

普通免許
(18歳以上)

車両総重量
最大積載量
乗車定員

8トン
5トン
11人

大型免許

(20歳以上、免許期間2年以上)

特に大きな車両
(21歳以上、免許期間3年以上)

11トン
6.5トン
30人



改正後

普通免許
(18歳以上)



車両総重量
最大積載量
乗車定員

中型免許
(20歳以上、免許期間2年以上)



5トン
3トン
11人

新設

大型免許
(21歳以上、免許期間3年以上)



11トン
6.5トン
30人

※第二種免許は、普通、中型、大型とも、21歳以上、免許期間3年以上となります。

改正前に所持していた免許の扱いは?

改正前の普通免許または大型免許を受けている人は、改正後も同じ範囲の自動車を運転することができます。

たとえば、改正前に普通免許を持っていた人は、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満の中型自動車を運転することができます。

しかし、中型免許の上限となる車両総重量11トン未満の車両を運転するためには、公安委員会が行う限定解除の審査を受けなければなりません。



免許試験の内容は?

新大型免許、中型免許に路上試験が導入されます。

新大型免許、中型免許、中型2種免許を受ける人に対して、受けようとする免許の自動車の運転に関する講習、応急救護処置講習が義務づけられます。

現在、大型免許の技能試験に路上試験は行われていませんが、改正後は新大型免許、中型免許について路上試験が行われます。



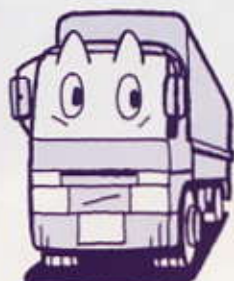
中型自動車 中型免許に関する Q&A

反則金の額は?

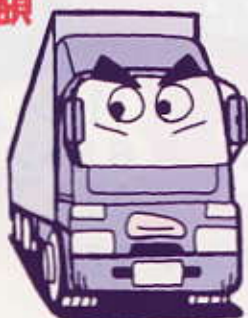
大型車と同額になります。放置違反金、反則金の額は、大型車と同額になります。

また、事故や違反を繰り返した場合に公安委員会から命じられる車両の使用制限期間も、大型車と同様に「最長で3月を超えない期間」となります。

放置違反金及び反則金は 同額



中型自動車



大型自動車

高速道路における 最高速度は?

時速80キロと時速100キロの2種類になります。

改正前の規制が維持され、もっぱら人を運搬する構造のもの、または車両総重量が8トン未満、最大積載量が5トン未満、乗車定員が10人以下のものについては、時速100キロ、それ以外のものは時速80キロとなります。

